

実戦力を高める効果的な 問題演習法

1 出題に対するアプローチ

● 5肢択一式

1. 問題を解くときの心がけ

- ① 確実に正しいと判断できるものの肢番号に○、確実に誤りと判断できるものの肢番号に×、どちらも判断できないものの肢番号には？と書き、1～5の肢を見て消去法で絞る。絞り切れなければ？と書いたものを再考する。
- ② すべての選択肢をじっくり考えるのではなく、いかに正解を出せるかを意識して解答する。
- ③ 例えば、問題にア～オの肢があり、正しいものを選んで組み合わせる形式だった場合、ア、イ、エだけが確実に正誤をつけられ、ウとオはよくわからなかったとしましょう。実際には、アには×、イには×、ウには？、エには×、オには？と問題文に書きます。この場合は、次に、ウやオを検討するのではなく、肢を見てアイエが含まれているものを消去しちゃいます。そうすると、肢4だけが浮いたとしましょう。実際、ウやオまで確実に○と判断できなくても、アイエが確実に×といえることからおのずと正解は4に確定するわけです。そうしたら、もうウやオを検討する必要はないので、4を答えと確定させて、次の問題に進みます。

2. 解答を読むときの心がけ

- ① 正解しているか否かではなく、正解していても肢ごとに正誤を確認し、間違えていた肢や不安な肢については解説をじっくり読んでみる。
- ② 派生知識を連動させ、一つの問題文で一つの知識が聞かれていても、関連知識や図表は思い出しクセをつける。
- ③ 解説に書かれている条文番号から、六法等で該当条文は引いてみて、マークも入れておく。間違えた問題の解くための知識として必要だった条文の集積のため。

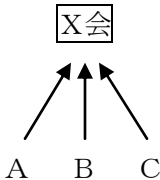
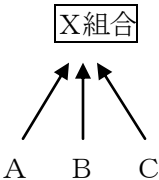
3. 実践1 (知識とのリンクを意識)

例)【平成26年問題27(民法：権能なき社団)】

A、B、CおよびDは、共同で事業を営む目的で「X会」という団体を設立した。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 X会が権利能力なき社団であり、Aがその代表者である場合、X会の資産として不動産があるときは、その不動産の公示方法として、Aは、A個人の名義で所有権の登記をすることができる。
- 2 X会が民法上の組合である場合、X会の取引上の債務については、X会の組合財産がその債務のための責任財産になるとともに、組合員であるA、B、CおよびDも、各自が損失分担の割合に応じて責任を負う。
- 3 X会が権利能力なき社団である場合、X会の取引上の債務については、その構成員全員に1個の債務として総有的に帰属し、X会の社団財産がその債務のための責任財産になるとともに、構成員であるA、B、CおよびDも各自が連帯して責任を負う。
- 4 X会が民法上の組合である場合、組合員であるA、B、CおよびDは、X会の組合財産につき持分権を有するが、X会が解散して清算が行われる前に組合財産の分割を求めることはできない。
- 5 X会が権利能力なき社団である場合、構成員であるA、B、CおよびDは、全員の同意をもって、総有の廃止その他X会の社団財産の処分に関する定めのない限り、X会の社団財産につき持分権を有さず、また、社団財産の分割を求めることができない。

知識のリンク

権能なき社団	民法上の組合
	
X名義で登記：できない	X名義で登記：できない
所有形態：総有	所有形態：合有
Xの債務→構成員の責任：なし	Xの債務→構成員の責任：あり
構成員の持分：なし	構成員の持分：あり

4. 実践2（比較問題への対応）

例）【平成 23 年問題 31（民法：多数当事者の債権債務関係）】

連帯債務および連帯保証に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- ア 連帯債務において、連帯債務者の 1 人が債権者に対して債権を有する場合には、その連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分についてのみ他の連帯債務者は相殺を援用することができる。これに対し、連帯保証において、主たる債務者が債権者に対して債権を有する場合には、連帯保証人は、主たる債務者が債権者に対して有する債権による相殺をもって、相殺適状にあった全額について債権者に対抗することができる。
- イ 連帯債務において、債権者が連帯債務者の 1 人に対して債務を免除した場合には、その連帯債務者の負担部分についてのみ、他の連帯債務者は債務を免れる。これに対し、連帯保証において、債権者が連帯保証人に対して債務を免除した場合には、主たる債務者はその債務の全額について免れることはない。
- ウ 連帯債務において、連帯債務者の 1 人のために消滅時効が完成した場合には、他の連帯債務者はこれを援用して時効が完成した債務の全額について自己の債務を免れることができる。これに対し、連帯保証において、連帯保証人のために時効が完成した場合には、主たる債務者はこれを援用して債務を免れることはできない。
- エ 連帯債務において、債権者が連帯債務者の 1 人に対してした債務の履行の請求は、他の債務者にも効力を生じる。これに対し、連帯保証において、債権者が連帯保証人に対してした債務の履行の請求は、主たる債務者に対して効力が生じることはなく、主たる債務の時効は中断しない。
- オ 連帯債務において、連帯債務者の 1 人が債務の全額を弁済した場合には、その連帯債務者は、他の連帯債務者に対し、各自の負担部分について求償することができる。これに対し、連帯保証において、連帯保証人の 1 人が債務の全額を弁済した場合には、その連帯保証人は、他の連帯保証人に対し、求償することはできない。

1 ア・イ 2 イ・エ 3 イ・オ 4 ウ・エ 5 ウ・オ

●多肢選択式

1. 採点基準

1問8点ですが、全部出来て8点ではなく、1つの穴につき2点×4という計算ですので、全部の穴が分からないからといって空欄にすることなく、出来るところだけでも埋めていきましょう。

2. 問題を解くときの心がけ

- ① まずは下の選択肢に頼らず、文章を上から読んで埋められる穴だけ自分で語句を書いておく。
- ② 下の選択肢と照合して同じものがあればその選択肢はそれでOK。
- ③ 確定できていない選択肢について、穴から入りそうな候補をリストアップして、1個ずつ入れてみて全部試してみる。その上で、一番しっくりくるものをマークする。

3. 解答を読むときの心がけ

解答を読むときは、答えが正解しているか否かだけではなく、空欄に正解となる言葉を埋めて正しい文章を作り、その文章を全文読み直しましょう。

特に、判例を題材にした問題であれば、それにより、判例知識の精度を上げることもできますし、類似問題が出題されたときの正答率向上につながるからです。

4. 実践

例)【平成24年一問題43(行政法：行政組織)】

次の文章の空欄「ア」～「エ」に当てはまる語句を、枠内の選択肢(1～20)から選びなさい。

「ア」法上の基礎概念である「イ」は、大きく二つの類型に分類して理解されている。一つは、行政主体とその外部との関係を基準として捉える作用法的「イ」概念である。例えば、行政処分を行う「ウ」がその権限に属する事務の一部をその「エ」である職員に委任し、またはこれに臨時に代理させて、私人に対する権限行使を行うような場合、この「ウ」と「エ」という区分は、上記の作用法的「イ」概念に基づくものである。もう一つは、各々の「イ」が担当する事務を単位として捉える事務配分的「イ」概念である。この概念は、現行法制の下では、国家「ア」法のとる制定法上の「イ」概念であって、行政事務を外部関係・内部関係に区分することなく全体として把握するとともに、さまざまな行政の行為形式を現実 に即して理解するために適している。

1 行政指導	2 行政訴訟	3 損失補償	4 公務員	5 行政委員会
6 諮問機関	7 責任者	8 賠償	9 警察	10 行政庁
11 行政代執行	12 土地収用	13 内閣	14 行政手続	15 補助機関
16 行政機関	17 参与機関	18 行政救済	19 行政組織	20 法治主義

●記述式

1. 採点基準

1問20点ですが、完答で20点、完答ではないから0点という採点ではなく、部分点があります。白紙答案は0点でしかないですが、一部でもキーワードがきちんと書けている解答であれば、20点は取れなくても、部分点の獲得は期待できます。

2. 問題を解くときの心がけ

- ① 問題文が要求している書くべきことを○で囲む。
- ② 問題文の登場人物を把握し、誰が何をしたいかを確認する。
- ③ テーマを横に書き出す。テーマは横に書き出しておく。

3. 解答を読むときの心がけ

- ① 書き出された答えを覚えるのではなく、どのようなプロセスでその言葉を書いていたのかの過程を確認する意識で考えてみる。
- ② そのテーマが記載されているテキスト該当ページに戻り、テキストの知識を再確認し、その知識がどのような形で問題となるのかイメージする。

4. 過去問の利用

過去問で出題されたことの再出題の可能性は低いですが、実際にどのような形で問題が作られ、どのようなことを書かせようとしているかをイメージするためにも、過去問は9年分に全部目を通しておく（民法18問、行政法9問）。

5. 実践

例)【平成24年一問題44（行政法：行政事件訴訟法）】

Xは、A県B市内に土地を所有していたが、B市による市道の拡張工事のために、当該土地の買収の打診を受けた。Xは、土地を手放すこと自体には異議がなかったものの、B市から提示された買収価格に不満があったため、買収に応じなかった。ところが、B市の申請を受けたA県収用委員会は、当該土地について土地収用法48条に基づく収用裁決(権利取得裁決)をした。しかし、Xは、この裁決において決定された損失補償の額についても、低額にすぎるとして、不服である。より高額な補償を求めるためには、Xは、だれを被告として、どのような訴訟を提起すべきか。また、このような訴訟を行政法学において何と呼ぶか。40字程度で記述しなさい。

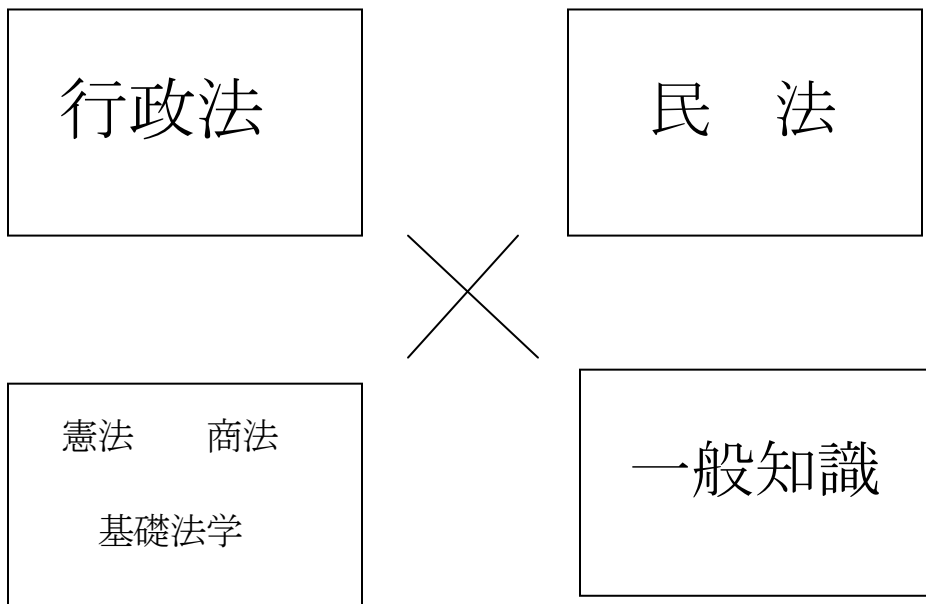
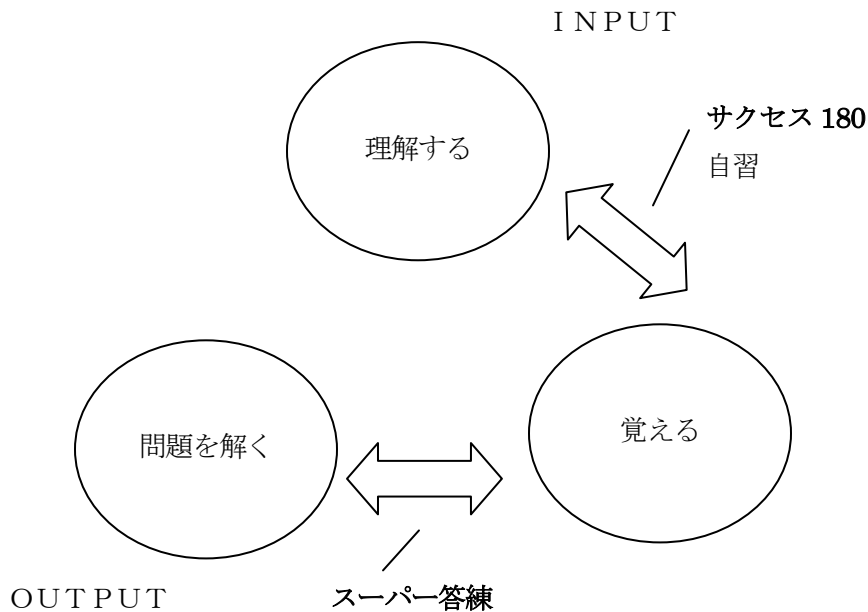
解答例

B市を被告として、補償の増額を求める訴訟を提起すべきであり、形式的当事者訴訟と呼ぶ。(42字)

2

スーパー答練本科生クラス

1. コース概要



1 つだけ得意でも意味がない。

合格点を確実にするには掛け算が大切！

2. スーパー答練本科生

(1) 3段階のステージで実施

1 s t ステージ

基本論点のみを科目別で出題します。

2 n d ステージ

応用論点も含めて科目別で出題します。

3 r d ステージ

全科目・全範囲（文章理解除く）から 30 問を出題します。

本試験形式・答練（5 回分）

本試験形式で、本試験と同様の 3 時間で問題を解きます。

3 段階に分けて答練で解いていきます。同じ科目も繰り返し演習できるのが特徴です。

(2) 週に 1 回のペースで進行

最初に教室で問題を解いてもらってから、休憩をはさんで、解説講義という流れで、週 1 回のペースで進んでいきます。

◆渋谷校・日程（19:00～21:30） ※その他実施校舎の日程は日程表をご覧ください。

1 s t ステージ	2 n d ステージ	3 r d ステージ
憲法①：2月11日（水）	憲法①：6月24日（水）	第1回：8月28日（金）
憲法②：2月18日（水）	民法①：7月1日（水）	第2回：9月4日（金）
憲法③：2月25日（水）	民法②：7月8日（水）	第3回：9月11日（金）
民法①：3月25日（水）	民法③：7月17日（金）	
民法②：4月1日（水）	行政法①：7月24日（金）	
民法③：4月8日（水）	行政法②：7月31日（金）	
民法④：4月15日（水）	行政法③：8月5日（水）	
民法⑤：4月22日（水）	商法①：8月11日（火）	
行政法①：4月29日（水）	一般知識①：8月21日（金）	
行政法②：5月6日（水）		
行政法③：5月13日（水）		
行政法④：5月20日（水）		
商法①：5月27日（水）		
商法②：6月3日（水）		
商法③：6月10日（水）		
一般知識①：6月17日（水）		

(3) コース選択

①TACに申し込むのが初めての方

⇒ スーパー答練本科生・サクセス講義つき

②TACで過去に本科生講義を受講していた方

⇒ スーパー答練本科生

※基本教材は、昨年使用した基本テキストを使用する。

法改正は自分でアップデート

or

スーパー答練本科生・サクセス講義つき

※基本教材は、2015年版の基本テキストを使用。

(4) マークシート形式で実施

毎回の答練は、マークシート用紙に解答します。そして、マークシート用紙を提出してもらい、全国単位での成績処理に回します。

(5) 憲法第1回の出題範囲

5肢択一式			
1	憲法の意味	13	法の下での平等
2	法の支配	14	思想・良心の自由
3	日本国憲法・前文	15	信教の自由
4	法人の人権	16	信教の自由
5	外国人の人権	17	表現の自由
6	公務員の人権	18	報道の自由・取材の自由
7	人権享有主体	19	表現の自由
8	公共の福祉	20	検閲
9	私人間効力	21	学問の自由
10	幸福追求権	多肢選択式	
11	幸福追求権	1	法の下での平等
12	法の下での平等	2	信教の自由

3. 主な法改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）

(1) 行政手続法

〈行政指導の方式の追加ルール〉

※従来の 2 項・3 項は、3 項・4 項へスライド。

新 35 条 2 項

「行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- 二 前号の条項に規定する要件
- 三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由」

〈行政指導の中止等の求めの条文を新設〉

新 36 条の 2（行政指導の中止等の求め）

1 項「法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 項「前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該行政指導の内容
- 三 当該行政指導がその根拠とする法律の条項
- 四 前号の条項に規定する要件
- 五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- 六 その他参考となる事項」

3 項「当該行政機関は、第 1 項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。」

〈処分等の求めの条文の新設〉

※第 4 章の 2（処分等の求め）が新設された。

新 36 条の 3（処分等の求め）

1 項「何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を

有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。」

2項「前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 法令に違反する事実の内容
- 三 当該処分又は行政指導の内容
- 四 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- 五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- 六 その他参考となる事項」

3項「当該行政庁又は行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。」

(2) 地方自治法

平成 26 年地方自治法改正（平成 26 年 5 月 30 日公布）では、中核市制度と特例市制度の統合、新たな連携協約制度の創設などの措置が講じられた。

改正前は、大都市の特例として、①指定都市（人口 50 万人以上）、②中核市（人口 30 万人以上）、③特例市（人口 20 万人以上）があったが、改正後は、①指定都市（人口 50 万人以上）と②中核市（人口 20 万人以上）になる。

新制度として、連携協約制度、事務の代替執行制度が創設された。連携協約制度は、普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できるとするものである。また、事務の代替執行制度は、普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させることができるとするものである。

参考として

(1) 行政不服審査法

平成 26 年 6 月、行政不服審査法の抜本的見直しが行われた。同改正は公布の日（平成 26 年 6 月 13 日）から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。例年、本試験は、その年の 4 月 1 日施行時点の法律を基準とするため、本年の試験では旧法が試験範囲となると思われる。

(2) 会社法

平成 26 年 6 月、委員会設置会社制度の見直し、社外取締役制度の見直しなどを内容とする改正が行われた。同改正は、平成 27 年 5 月 1 日から施行される。例年、本試験は、その年の 4 月 1 日施行時点の法律を基準とするため、本年の試験では同改正は出題範囲とはならないものと思われる。